

## 1. 総則

### 1.1 目的

感染者(感染疑いを含む)が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続し、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるように準備すべき事項を定める。

### 1.2 基本方針

#### ①利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。

#### ②サービス継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

#### ③職員の安全確保

職員の生命を守り、生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

### 1.3 主管部門

本計画の主管部門は、感染委員とする。

### 1.4 全体像

対応フローチャートを参照

## 2. 平常時の対応

### 2.1 対応主体

代表理事 中本 さおりの統括のもと関係部門が一丸となって対応する。

### 2.2 対応事項

#### (1)体制構築・整備①

●全体を統括する責任者 理事長 中本 さおり  
管理者 石橋 直美/田中 美晴

#### (1)体制構築・整備②

●報告ルート、報告方法、連絡先  
・2MOROのグループLINEの活用  
・2MOROの緊急連絡網の活用

#### (2)感染防止に向けた取組の実施

- 中本 さおりが以下の情報収集と事業所内共有を行う。
- 厚生労働省、都道府県、市町村、関連団体のホームページから最新の情報を収集する。
- 利用者の活用している事業所、学校からの情報を管理・利用する。
- 必要な情報を事業所内で周知・共有する。  
マニュアルの活用、感染に対する教育の実施の徹底を行う。

## (2-2) 基本的な感染症対策の徹底

- 感染防止マニュアルを参照

## (2-3) 職員・利用者の体調管理

- 職員、利用者の日々の体調管理を行う。
- 利用者の体調を十分に確認し、問題があれば来所を見合わせることも検討する。  
体調不良時の対応はマニュアルを参照  
利用者の体調不良などがある場合は事業所へ連絡して頂くようお願いする。

## (2-4) 緊急連絡網を整備

- 緊急連絡網の活用
- 2MOROのライングループの連絡の活用

## (3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保

### (3-1) 保管先・在庫量の確認、備蓄

- ・ 災害用品と共にまとめて保管。使用の都度在庫確認し使用したら補充行う。
- ・ 調達先は、ドラッグストアやアスクル。

#### (4) 研修・訓練の実施

##### (4-1) 業務継続計画(BCP)を関係者で共有

- 策定したBCP計画を推進メンバーで抜けや漏れがないか確認する。

##### (4-2) 業務継続計画(BCP)の内容に関する研修

- 以下の教育を実施する。

###### ① 入職時研修

- ・ 時期: 入職時
- ・ 担当: 感染委員
- ・ 方法: BCPの概念や必要性、感染に関する情報をマニュアル、ガイドラインをもとに研修を行う。

###### ② BCP研修(全員を対象)

- ・ 時期: 毎年6月
- ・ 担当: 感染委員
- ・ 方法: BCPの概念や必要性、感染に関する情報をマニュアル、ガイドラインをもとに研修を行う。

##### (4-3) 業務継続計画(BCP)の内容に沿った訓練(シミュレーション)

- 以下の訓練(シミュレーション)を実施する

- ・ 時期: 毎年6月
- ・ 担当: 感染委員
- ・ 方法: 感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達の方法の確認などを卓上訓練もしくは実施訓練にて行う。

#### (5) BCPの検証・見直し

##### (5-1) 最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映

- 以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

毎年3月に感染委員が理事へ報告する。

- ・ BCPに関連した最新の同行を把握し、BCPの見直しを行う。
- ・ 教育、研修を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPの見直しを行う。
- ・ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

### 3. 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動ができるよう準備しておく。

#### 3.1 対応主体

中本 さおりの統括のもと、関係部門が一丸となり対応する。

#### 感染疑い者の発生

- 送迎前に家族、学校へ体温の確認を行い発熱が認められる場合は原則、利用を見合わせる。発熱でも利用しなければならない場合は他スタッフへも情報伝達を行い、他の児と離して対応し、スタッフも徹底した感染対策を行う。
- 利用児に呼吸困難、倦怠感、高熱などの強い症状や、発熱、咳、頭痛などの比較的軽い風邪症状、嗅覚、味覚障害が確認された場合、速やかに感染症を疑い対応する。
- 職員は発熱などの症状が疑われる場合が出勤せず、上司へ報告。感染が疑われる場合は、主治医や身近な医療機関へ受診し指示を受けるようにする。
- 管理者は、日頃から職員の健康管理へも留意し、体調不良を申し出やすい環境を整えることとする。

感染疑い者を発見したら、速やかに初動対応する。

#### 3.2 対応事項

##### (1) 第一報

##### (1-1) 管理者への報告

- 感染疑い者が発生した場合、担当職員は、速やかに上司へ報告する。

##### (1-2) 地域での身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡

利用児・職員共にかかりつけ医への相談・受診する。

##### (1-3) 事業所内・法人内の情報共有

- 事業所内で状況の報告を行う。
  - ・氏名、症状、経過、今後の対応等を共有する。
  - ・事業所内で発生状況を共有し、施設内での感染拡大に注意する。
  - ・管理者は感染状況を把握し、施設内での情報共有を行う。

### (1-6) 家族へ報告

●状況について当該利用者の家族へ報告。利用者の状態や症状の経過、今後の予定など共有を行う。

### (2) 感染疑い者(利用者)への対応

#### <利用休止>

●利用を見合わせた利用者については、必要となる代替サービスの確保、調整等、利用者支援の寒天で必要な対応が取られるよう努める。

#### <医療機関受診>

●利用中の場合は保護者へ症状、経過を伝え必要時は病院受診を進める。結果を伝えて頂くよう伝える。

●利用ではない場合、発熱などの症状がある場合は事業所へ報告いただくように伝える。

### (3) 消毒・清掃等の実施

#### (3-1) 場所(居室、共用スペース等)、方法の確認

●消毒方法、感染者の対応は感染マニュアル参照

## 検査

- 検査結果待ちの場合は陽性の場合に備え、感染拡大防止策を行う。

<陰性の場合>

- 利用を継続する。

<検査結果のとらえ方>

- ・検査結果は100%ではなく、きちんと検体がとれていない場合、ウイルス量が少ない時期での検査は陰性が出る場合がある。
- ・検査結果は絶対ではなく、一度陰性であっても、感染が疑われる場合は、再度相談する必要がある。

## 4. 休業の検討

### 4.1 対応主体

中本 さおり の統括の下、関係部門が一丸となって対応する。

### 4.2 対応事項

#### (1) 都道府県、保健所等との調整

- 感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の数、休業を検討する指標を明確にしておく。
- 勤務可能な職員をリストアップし業務調整する。児童を預かる場合は、両親が働いている世帯の児を優先的に預かりを行う。

- 利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。

#### (4) 利用者・家族への説明

- 管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。
- 業務停止期間、または業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等の説明を行う。
- 出来る限り文章による提示を行う。



#### (5)再開基準の明確化

- 保健所からの休業要請の場合は、再開基準も併せて確認する。
- 停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備、従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。

## 5. 感染拡大防止体制の確立

### 5.1 対応主体

中本 さおりの統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

### 5.2 対応事項

#### (1) 保健所との連携

##### (1-1) 感染対策の指示を仰ぐ

●消毒範囲、消毒内容、運営を継続(または一時休業)するため必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け、実施する。

#### (2) 接触者への対応

##### (2-1) 利用者 自宅待機

●呼吸困難、倦怠感、発熱など感染が疑われる症状出現のときは、自宅にて待機する。

### **(3)防護具、消毒液等の確保**

#### **(3-1)在庫量・必要量の確認**

消毒、手袋、マスク、防護具の在庫を適宜確認し、月1回の補充を行う。

#### **(3-2)調達先・調達方法の確認**

月一回 防護具、消毒液等の発注を行う

### **(4)情報共有**

#### **(4-1)事業所内・法人内での情報共有**

訪問看護と連携を図り、感染疑いや感染罹患時の情報共有おこなう。

#### **(4-2)利用者・家族との情報共有**

感染症が疑われる場合は状態を家族へ情報提供し利用の休止のお願いや早い迎えを依頼する。

#### **(4-3)自治体(指定権者・保健所)との情報共有**

クラスター発生時は自治体への情報提供を行う。

